

日医発第1088号(保196)
平成19年2月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いの一部改正について

標記について、平成19年1月26日付保医発第0126002号で厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取扱う通知があり、同日から適用となりました。

ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについては、平成12年10月31日付保険発第180号により取り扱われておりました(平成15年11月14日付日医発第661号をご参照下さい)。

今般、平成19年1月26日付で薬事・食品衛生審議会において、ラベプラゾールナトリウム製剤(パリエット錠10mg)についても、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍におけるピロリ菌の除菌治療に関して、薬事法上、効能が追加されたことに伴い、当該製剤についても同日から当該通知が適用されることとなりました。

なお、従来は、当該通知中「別紙」において個別銘柄の組み合わせが示されておりましたが、今回の改正により当該「別紙」が削除され、今後は、薬事法上承認を受けている個別銘柄とその組合せについて保険給付の対象となり、それ以外の薬剤や組合せの使用は保険給付の対象とならない取扱いとなりました。

本通知の改正内容は別添2のとおり(下線部変更箇所)でありますので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌4月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いの一部改正について
(平 19. 1. 26 保医発第 0126002 号厚生労働省保険局医療課長通知)
2. ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて
(日本医師会保険医療課)

保医発第0126002号

平成19年1月26日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

ヘリコバクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いの一部改正について

ヘリコバクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いは、「ヘリコバクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い（平成12年10月31日保医発第180号）」により取り扱うこととしてきたところであるが、平成19年1月26日付で薬事・食品衛生審議会において、ラベプラゾールナトリウム製剤についても、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍におけるピロリ菌の除菌治療に関して、薬事法上、追加効能として承認されたところである。

については、平成19年1月26日から、ラベプラゾールナトリウム製剤について当該通知が適用されることとなるので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

併せて、当該通知を下記のとおり改正し、今後は、薬事法上承認を受けている個別銘柄とその組合せについて保険給付の対象となり、それ以外の薬剤や組合せの使用は保険給付の対象とならない取扱いとするので、周知徹底につき遺憾なきを期されたい。

記

「ヘリコバクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い(平成12年10月31日保医発第180号)」の記の2中「(別紙参照)」及び別紙を削る。

ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて

平成 12 年 10 月 31 日 保険発第 180 号 (平成 12 年 11 月 1 日適用)

最終改正:平成 19 年 1 月 26 日 保医発第 0126002 号(平成 19 年 1 月 26 日適用)

〔ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて〕

1. 除菌前の感染診断

除菌前の感染診断については、内視鏡検査又は造影検査において胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の確定診断がなされた患者のうち、ヘリコバクター・ピロリ感染が疑われる患者に対し、次の 6 項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に 1 項目のみ算定できる。ただし、検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに 1 回に限り算定できる。

- ① 迅速ウレアーゼ試験
- ② 鏡検法
- ③ 培養法
- ④ 抗体測定
- ⑤ 尿素呼気試験
- ⑥ 抗原測定

2. 除菌の実施

「1.」の感染診断により、ヘリコバクター・ピロリ陽性であることが確認された胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の患者に対し、ヘリコバクター・ピロリ除菌及び除菌の補助が薬事法上効能として承認されている薬剤を薬事法承認事項(別紙参照)に従い、3 剤併用・7 日間投与し除菌治療を行う。

3. 除菌後の潰瘍治療

除菌終了後の抗潰瘍投与については、薬事法承認事項に従い適切に行うこと。

4. 除菌後の感染診断 (除菌判定)

- (1) 除菌後の感染診断については、「2.」の除菌終了後 4 週間以上経過した患者に対し、ヘリコバクター・ピロリの除菌判定のために「1.」に掲げる検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に 1 項目のみ算定できる。ただし、検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに 1 回に限り算定できる。
- (2) 除菌後の感染診断の結果、ヘリコバクター・ピロリ陽性の患者に対し再度除菌を実施した場合は、1 回に限り再除菌に係る費用及び再除菌後の感染診断に係る費用を算定することができる。

5. 感染診断実施上の留意事項

- (1) 静菌作用を有する薬剤について

ランソプラゾール等、ヘリコバクター・ピロリに対する静菌作用を有するとさ

れる薬剤が投与されている場合については感染診断の結果が偽陰性となるおそれがあるので、除菌前及び除菌後の感染診断の実施に当たっては、当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了後4週間以上経過していることが必要である。

(2) 抗体測定について

除菌後の感染診断を目的として抗体測定を実施する場合については、「2.」の除菌終了後6か月以上経過した患者に対し実施し、かつ、除菌前の抗体測定結果との定量的な比較が可能である場合に限り算定できる。

6. 診療報酬明細書への記載について

(1) 「1.」の除菌前感染診断及び「4.」の除菌後感染診断において、検査の結果ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対し再度検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に各々の検査法及び検査結果について記載すること。

(2) 「4.」の除菌後感染診断を算定する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に除菌終了年月日を記載すること。

(3) 「5.」の(1)の静菌作用を有する薬剤を投与していた患者に対し、「1.」の除菌前感染診断及び「4.」の除菌後感染診断を実施する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該静菌作用を有する薬剤投与中止又は終了年月日を記載すること。

(4) 「5.」の(2)により抗体測定を実施した場合は、除菌前並びに除菌後の抗体測定実施年月日及び測定結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

7. その他

ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療については、関係学会よりガイドラインが示されているので参考とすること。

〔別紙〕 削除

(日本医師会保険医療課)